

建設工事の中間前金払に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 中間前金払をする対象は、当初の請負代金額が300万円以上で工期が90日以上の建設工事とする。

(割合)

第3条 中間前金払をする額は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(認定方法)

第4条 市長は、受注者から中間前金払認定申請書(様式第1号)及び工事履行報告書(様式第4号)の提出があり、次に掲げる要件について適当であると認めるときは、速やかに中間前金払認定書(様式第2号)を受注者に交付する。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 受注者は、工期の末日から遡って30日目に該当する日(工期の末日及び市役所閉庁日も1日として計算し、30日目に該当する日が市役所閉庁日である場合は翌開庁日とする。以下、「請求期限日」という。)までに、様式第1号及び様式第4号を提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、請求期限日をこえて請求できるものとする。

(支払)

第5条 受注者は、中間前金払請求書(様式第3号)に中間前払金保証証書を添付して請求するものとし、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

(様式第2号)

中間前金払認定書

工 事 名	
工事場所	
工 期	
契約金額	
契約年月日	
備 考	
<p>上記工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">丸亀市長</p>	

(様式第4号)

工事履行報告書

工事名	
工事場所	
工期	

月別	予定工程 (%) () 内は工程変更後	実施工程 (%) () 内は工程変更後	備考
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	
月	% ()	% ()	

(特記事項)

--

(様式第4号記載例)

工事履行報告書

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	丸亀市〇〇町地内
工期	〇〇年〇月〇日から△△年△月△△日

月別	予定工程 (%) () 内は工程変更後	実施工程 (%) () 内は工程変更後	備考
6月	0.0 % ()	0.0 % ()	
7月	0.0 % ()	0.0 % ()	
8月	2.3 % ()	0.8 % ()	
9月	4.8 % ()	4.6 % ()	
10月	11.3 % ()	8.2 % ()	
11月	18.1 % ()	15.1 % ()	
12月	27.6 % ()	32.5 % ()	
1月	37.0 % ()	66.9 % ()	>50%
2月	55.8 % ()	% ()	
3月	76.8 % ()	% ()	
4月	98.2 % ()	% ()	
5月	100.0 % ()	% ()	
月	% ()	% ()	

(特記事項)